

別添

制限付き一般競争入札公告共通事項（委託業務）

第1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- 2 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）（以下「措置要領」という。）による指名停止期間中の者でないこと。
- 3 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

第2 入札参加資格の確認方法

- 1 受付期間及び場所等については、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札参加資格確認申請書の提出等」とおりとする。
- 2 手続きへの参加を希望する者は、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札参加資格確認申請書の提出等」に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、電子入札システムにより提出すること。ただし、香川県電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）（以下「電子入札運用基準」という。）の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による確認資料を持参又は郵送により提出することができる。この場合は、確認資料の提出期限日前で契約担当者の指定する日時及び場所に持参又は郵送（提出期限内必着）すること。
- 3 入札参加資格の確認を確認資料の提出期限日をもって行い、その結果を電子入札システム（紙により申請書を提出した者に対しては書面）により通知するものとする。
- 4 その他
 - （1）資料の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - （2）提出された資料は、返却しない。
 - （3）提出後、添付資料の差替え、追加及び再提出は認めない。

第3 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 第2の3の審査により入札参加資格がないと認めた者は、その理由について、契約担当者に対して説明を求めることができる。
- 2 1の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参又は郵送（提出期限内必着）、電子入札システムの説明要求機能により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。
提出期限 第2の3の通知をした日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）
提出時間 8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）
提出場所 入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」に掲げる場所
- 3 1の説明を求めた者に対する回答は、2の請求期限日の翌日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に、書面又は電子入札システムにより行う。
- 4 3の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。申立て方法及び期限については、3の回答に合わせて通知する。
- 5 4の苦情の申立てについては、香川県入札監視委員会が審議を行う。

第4 入札書の提出

- 1 入札書の提出方法
かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。
入札期間は、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書の提出」とおりとする。
- 2 電子入札運用基準の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を持参又は郵送により提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時及び場所に持参又は郵送（提出期限内必着）すること。

第5 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第6 入札書に添付して提出する書類

- 1 入札参加希望者は、第2の電子入札システムによる入札書提出を行う際、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」に掲げる書類（以下「添付資料」という。）の電子ファイルを入札書に添付して提出しなければならない。ただし、電子入札運用基準の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による添付資料を持参又は郵送により提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時及び場所に持参又は郵送（提出期限内必着）すること。
- 2 その他
 - （1） 添付資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
 - （2） 提出された添付資料は、返却しない。
 - （3） 提出後、添付資料の差替え、追加及び再提出は認めない。
 - （4） 電子契約（県が指定した電子契約サービスの利用に限る。）を可とする業務にあつて、電子契約を希望する場合は、電子入札システム上の入札書の「添付書類」欄に電子契約同意書兼メールアドレス確認書を添付すること。

第7 入札の無効等

- 1 添付資料を期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数は2回までとし、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札をした者は失格とする。
- 4 最低制限価格を設定した業務においては、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

第8 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- 2 契約保証金 業務委託料の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第9 開札の執行及び落札候補者の決定方法

- 1 開札日時及び場所については、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」のとおりとする。
- 2 価格競争の場合の落札候補者の決定方法
入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格（最低制限価格を設定した業務は、最低制限価格を下らない最低の価格）をもって入札をした者を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。
- 3 総合評価方式の場合の落札候補者の決定方法
入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が総合評価方式の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者で、かつ、入札公告個別事項「入札参加資格」の「共通事項で示す資格要件」、「営業所の拠点」、「令和6年度測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿登載」、「業務実績」及び「配置予定技術者」を全て満たしている者のうち、入札公告個別事項「総合評価に関する事項」の「総合評価の方法及び評価基準」によって得られた評価値の最も高い者を、香川県総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）へ意見聴取した上で、落札候補者とする。ただし、総合評価委員会が意見聴取を不要と認める場合は、同委員会への意見聴取を行わず落札候補者を決定するものとする。
落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札候補者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候

補者を決定するものとする。

第10 落札者の決定方法

1 落札者の決定方法

第9の2又は3の規定により当該落札候補者を落札者として決定するが、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価方式の場合は、評価値の最も高い者）を落札者とすることがある。

2 落札者の通知

落札者が決定した場合は、入札参加者に対して、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙による入札参加者については、落札者の場合のみ書面により通知をし、他の場合は、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

第11 契約の締結に関する事項

1 契約書の作成を要する。

2 落札者となった場合は、業務請負契約書の作成の前に、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約担当者に提出すること。ただし、契約担当者が書面による確認は必要ないと判断したときは、この限りでない。

3 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告個別事項「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第12 支払条件

1 前払金 前払金の保証契約締結に基づき希望により、1件100万円以上かつ履行期間が90日以上委託業務につき、業務委託料の10分の3以内の額を支払う。ただし、低入札価格調査制度を適用する委託業務において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、業務委託料の10分の1以内の額を支払う。

2 部分払 なし

第13 その他

1 この公告のほか、香川県会計規則、入札公告個別事項、競争入札参加者の入札心得、香川県電子入札運用基準及び、香川県建築設計業務等委託契約約款を承知したうえで手続に参加すること。

2 次に掲げる場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

（1）入札参加資格確認申請書、確認資料及び技術提案書に虚偽の記載をした場合

（2）入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合

（3）落札者が契約を締結しない場合

（4）その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、業務の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

3 入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者を配置すること。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合の外は、当該技術者の変更は認めない。上記理由により配置技術者を変更する場合は、入札公告個別事項第3の5の「入札参加資格確認資料」の基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置し、発注者の了解を得なければならない。